

# 株式会社 福屋 一般事業主行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの 2 年間

## 2. 内容

目標 1 計画期間内の育児休業取得率を次の水準以上にする。  
男性従業員・・・計画期間中に取得者を 1 名以上出す。また、配偶者出産時に取得できる育児短期休暇制度（最大 7 日間）の取得率を 30%以上とする。  
女性従業員・・・取得率を 90%以上とする。

<対策>

平成 29 年 4 月～ 従業員研修時に育児短期休暇制度を周知する項目を設ける。  
随時 社内報、社内回章などで周知する。

目標 2 所定外労働および総労働時間削減のため、社内に「時間短縮委員会」を設置し、問題点の把握と解消を図る。

<対策>

平成 29 年 4 月～  
毎月 時間短縮委員会を毎月開催し、課題の抽出と解決を図る。  
各月 各部門が「ノー残業デー」「閉店 30 分以内退店デー」を設定し、それぞれ週 1 回実施する。  
随時 変形労働時間制を活用したワークスケジュール作成について、時間短縮委員会より各部門に対し具体的な指導を実施する。

目標 3 全従業員を対象とした年次有給休暇の計画取得期間を設定し、一人当たりの有給休暇平均取得日数を前年比 1 日増（平均 8 日）とする。

<対策>

平成 29 年 4 月～ 年次有給休暇の計画取得日をこれまでの 4 日から 5 日に増やす。  
(年間 3 期の一斉取得期間と 2 日のワーフライクバランス休暇取得)  
平成 29 年 4 月～ 従業員研修時に年次有給休暇の取得促進を目的とした項目を設ける。  
随時 社内報、社内回章などで周知する。